2026 年10月号
（2026年10月 19日発行）

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4
e-mail：info@senshu-sr.com
HP：https://senshu-sr.com

泉州経営協会　静社労士事務所便り

先月と先々月の事務所便りでご紹介したハラスメントにつきまして、大変多くの企業様より反響をいただきましてありがとうございました。特にカスハラは、理不尽な顧客から従業員を守り、安心して働ける快適な職場環境作りを取組む会社の姿勢を示すことができるため、関心が高かったようです。さて、今回は皆様からいただいた質問について紹介いたします。

※過去の事務所便りは、<https://senshu-sr.com/>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆ハラスメントに関する質問と回答

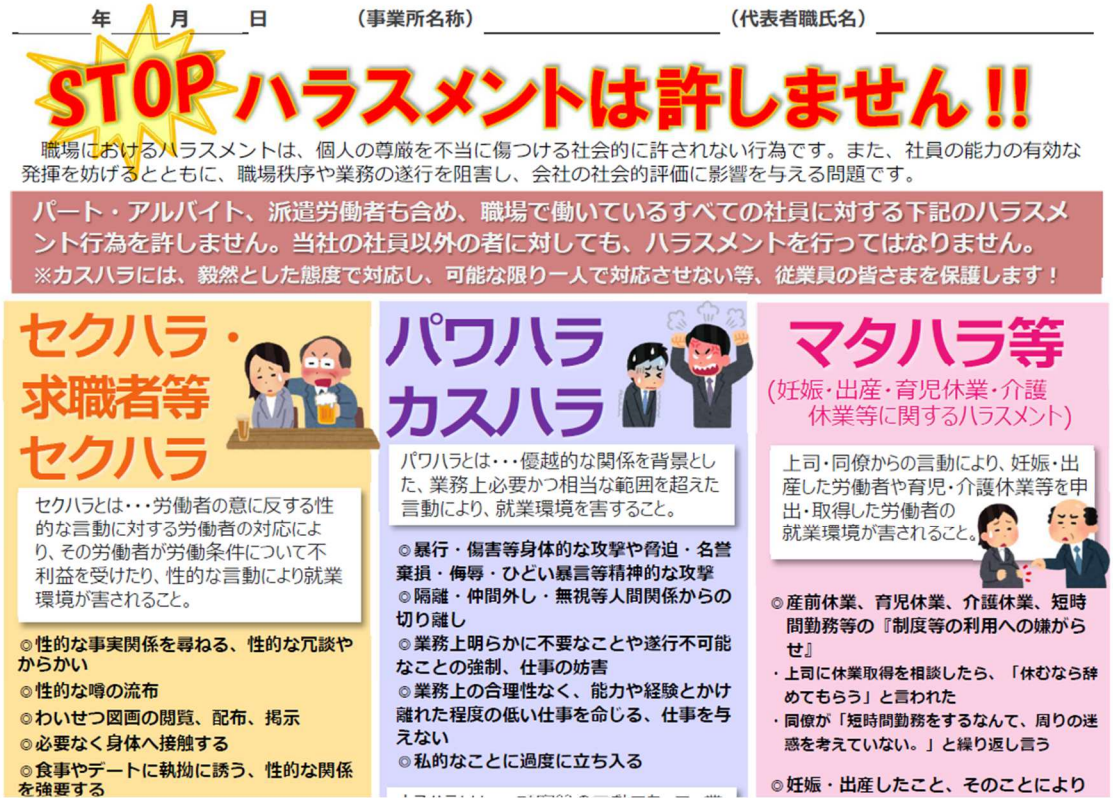
Q1：ハラスメントは種類が多くて、、、どのハラスメントの措置をやれば良いの？

A1：**①パワーハラスメント、②職場におけるセクシャルハラスメント、③マタニティー等ハラスメント※、④求職者等に対するセクシャルハラスメント、⑤カスタマーハラスメントの5つ**に取り組んでください。

※妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

Q2:各ハラスメントの定義とか内容が良くわからないので教えて欲しい。

A2：法令や厚生労働省に資料がございますが、下図（一部抜粋）がまとまっていてわかりやすいと思います。



厚生労働省（秋田労働局）公開資料より一部抜粋：
<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00171.html>

規定例、周知文書例、相談・苦情への対応の流れ例等の資料もございますので、ご参考ください。

Q3:セクシャルハラスメントはすでに就業規則にあるけど必要ですか？
A3:「職場におけるセクシャルハラスメント」と、今回措置が義務化された「求職者等に対するセクシャルハラスメント」は区別されますので、就業規則に追記をお願いいたします。

Q4:当社は就業規則がありますが、措置の周知方法として挙げられている、服務規律文書、社内報、パンフレット、ホームページ、就業規則などのどれが良いですか？また、就業規則の届出は必要ですか？
A4:就業規則がある企業様は就業規則に、就業規則がない企業様はパンフレット等その他の方法による周知を推奨しております。就業規則には、すでにパワハラ、セクハラ、マタハラが規定されていると思いますので、求職者セクハラとカスハラを追記していただくと一括管理できますので、周知漏れも防止しやすくなります。ハラスメントは服務規律や懲戒規定に該当する労働環境に関わる内容ですので、就業規則に定める場合は届出を推奨しております。

Q5:カスハラは10措置、求職者セクハラは11措置が義務化されましたが、措置が多すぎて良くかわからない。
A5:措置の数は多いですが、各ハラスメントで共通している措置も多いです。例えば、以下が挙げられます。
・方針の明確化（ハラスメントを行ってはならない、ハラスメントを行った者について厳正に対処する等）
・相談窓口の整備（相談窓口の周知や担当者の適切な対応等）
・事実関係の迅速かつ正確な確認（上司が確認、相談窓口担当者や関係部署との体制、第三者の協力等）
・被害者への配慮（行為者と被害者を引き離す等）
・再発防止措置（パンフレット等で改めて周知等）
・相談者のプライバシー保護（プライバシー保護の必要事項マニュアル整備、相談窓口担当者への研修等）
・相談や事業主協力を理由とした不利益取扱の禁止（解雇等しない旨の周知等）

◆手続代行についてのお願い
日々多くの企業様より承っている手続代行は、国のシステム（電子申請 e-Gov 等）で行っておりますが、不具合により利用できないことがございます。特に、**36協定届につきましては、協定日ではなく届出日から有効**であるため、**遅くとも協定有効期間の初日2週間前まで届出（申請）**できるようご協力をお願いいたします。
何らかの原因で返戻されたり、申請したにも関わらず申請が正常に完了していない等で再申請したときに**協定有効期間の初日が経過しておりますと、その間の残業は違法**になってしまうからです。

今回の国のシステム不具合は右記のとおりで、エラー、接続不良、電子納付不良等の不具合が毎日のように続いておりました。不具合から１週間程経って暫定の対処方法が案内されたという状況でした。

ご不便ご迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。


2026年09月25日
e-Gov電子申請アプリケーションにおいてエラーが発生する事象について
2026年9月7日（月）以降、e-Gov電子申請において、特定の画像ファイル（JPEG形式）を添付した際、申請書提出時に502 Bad Gatewayのエラーが表示され申請等の操作が正常に完了しない事象が発生する場合があることを確認しております。

2026年09月29日
e-Govへの接続がしづらい状況の発生について（解消済み）
下記時間帯において、e-Govへ接続しづらい状況が発生しております。
順次対応・対処を進めておりますが、状況収束には若干の時間を要する見込みです。
電子申請等の利用中に正常にご利用できない事象が発生しましたら、時間を空けて改めて操作を実施ください。
事象発生時間帯：2026/9/28 9:00頃より

2026年09月30日
電子納付サイトの金融機関選択画面にて画面遷移が正常に行えない事象について（解消済み）
9月28日に発生した電子納付サイトにアクセスできない事象については解消しておりますが、9月29日時点で電子納付サイトの金融機関選択画面にて画面遷移が正常に行えない事象が発生しております。

2026年10月07日
e-Gov電子申請アプリケーションにおける不具合事象について
9/26に提供を開始したe-Gov電子申請アプリケーション（Windows版：3.0.3、macOS版：2.0.3）において確認している不具合事象及びその暫定対処方法について、以下に取りまとめましたのでご参照いただきますようお願いいたします。